

# 高齢者マネー、孫へ

## 教育資金贈与 非課税1年

### 信託4行で4300億円

個人消費の追い風

祖父母から孫への教育資金の贈与が1500万円まで非課税になる制度が始まって、4月1日で1年がたった。贈与額は大手信託銀行4行の合計で4300億円、契約数は6万5千件に達する。当初は2015年末までに5万4000件を見込んでいたが1年で上回った。高齢者マネーがゆっくりと動き出した。



贈与信託の利用者の半数は信託銀行の新規顧客だ。大阪市内のりそな銀行の支店

東京都に住む大沢隆治さん(仮名、81)は、りそな銀行の「きょういく信託」を利用して7人の孫に教育費として300万円ずつ贈与した。「孫のためになるならと決断した。相続対策になるのもありがたい」と語る。仮にこの制度を使わなかった場合、約130万円が

贈与税として課税された計算になる。すでに塾代や修学旅行費として数十万円が引き出された。3人の子供に贈与を受けた娘の大沢美智代さん(仮名、50)は「浮いたお金で車をワゴン車に買い替えた」と話す。

日本の1600兆円の個人金融資産のうち、6割は60歳以上の高齢者に集中している。りそなホールディングスの東和浩社長は「子育て世代への資産移転が加速すれば、個人消費への追い風にもなる」と強調する。同社は旧大和銀行の部門を引き継ぐ信託兼営。当初、15年末までに7500件を見込んでいた契約数がすでに1万件を超えた。

三菱UFJ信託銀行も約2万9000件、三井住友信託銀行は約2万件と想定を上回る契約数となっている。三井住友信託銀行は、

贈与信託の契約者に定期預金の金利や遺言信託の手数料を優遇して取引を広げている。2月末までに預金は200億円、遺言信託は約100件が集まった。高齢富裕層をターゲットに投資信託も広げ、これまでに約170億円を販売している。

今後の課題は贈与を受けた7万人近い孫と、その親世代とのビジネスをいかに手掛けるかだ。高齢者が顧客の中心である信託銀行では「若年層との取引拡大が課題」(大手信託銀行幹部)。給与振込口座として利用してもらえぬ施策を打ち出すなど対応を急ぐ。

#### 教育資金贈与非課税商品のポイント

- ・教育費の払い出しには領収書が必要 (一部金融機関では前払いに対応)
- ・学校以外の塾や習い事に支出する資金は500万円までなら非課税
- ・孫が30歳になった時点でお金が余ってはいれば贈与税が課税
- ・30歳未満であれば祖父母の子供やひ孫にも贈与できる

○非課税となるのは	×課税されるのは
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校から大学院までの授業料や入学金</li> <li>・学習塾で購入したテキスト</li> <li>・学校の寮費</li> <li>・習い事の月謝や入会金</li> <li>・海外の学校での授業料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手品や古い教室などの費用</li> <li>・一般の書店で購入したテキスト</li> <li>・大学の下宿代</li> <li>・娯楽目的のコンサート費用</li> <li>・留学の渡航費や滞在費</li> </ul>

### 非課税、使途を限定

#### 下宿代・書店で参考書ダメ

教育資金贈与信託を通じて贈与された43000億円のうち、既に約150億円が引き出された。教育関連費などに使われたいとみられ、一定の消費

金商品を取り扱う。横浜銀行や千葉銀行などの大手地銀では数十億円の預金を集めた。高齢富裕層との関係強化を目指す地銀にとっては、制度を追い風に関連ビジネスの拡大を図る狙いもある。

も塾で購入したものは非課税だが、一般の書店で購入したものは対象にならない。「教育費として認められるためには原則として教育機関への支出でなければならない」(三菱UFJ信託銀行)ことが理由だ。

教育資金として贈与されたお金を引き出すには、教育費としての支出であることを証明する領収書を提出しなければならない。使途はもちろんのこと、日付や支払先の名称、所在地などが明記されている必要がある。

### 出資で

る。